

第4回法律学教育FD/ICT活用研究委員会

- I. 日時：平成27年2月5日(木) 16:00-18:00
- II. 場所：私立大学情報教育協会 事務局 会議室
- III. 出席者：加賀山委員長，執行委員，中村委員，高嶋委員，井端事務局長，事務局森下笠原委員（記録担当）
- IV. 検討
 1. 他の学問分野と連携した複数型の学際的な法学教育の研究について
 - ① 法と経営学の視点から，教養教育としての学際的な法学教育のあり方の検討
 - ② 消費者法の視点から，教養教育としての学際的な法学教育のあり方の検討案
前回の議論を踏まえて教養教育としての法学教育をどういう仕組みで学修させるか，プロブレムメソッドによる授業おくり縦イメージを検討する。
 - ・ 委員長から
教育の目的を明確にすべきこと，プログラムメソッドの重要性が指摘され、「文献の読み方」資料②を説明，学習の仕方に特化した入門書を紹介した。
 - ・ 委員から：
勤務先での新入生に対する導入パンフレットと学生の需要とのギャップの存在の指摘があり、学生に対してヒアリングすると学生のレベルと教員の意識の差が大きいこと、学生のニーズを吸い上げてそれに対応する部署がなくなってしまったことが報告された。
 2. 学生のニーズについて検討
 - 委員：学年によって異なる。三年生くらいにならないと具体的な目的を持ちにくい。
 - 委員：学部と法科大学院をつなぐ観点からの学生のニーズの問題を検討している。
学部における基礎能力の低下を認識すべき。現状追認しすぎて，カリキュラムレベルでいびつな状態が生じているのでは？
 - 委員：卒業後のニーズに合わせるため，全科目選択化した経験では学生の方がバランスをとった履修をしていた。
 - 委員：一見無駄な勉強こそ，大学では必要。
 - 委員：コースを分け，ニーズに対応するようにしている。多様性に対応するためには，副専攻を認める必要があるのでは。
 - 委員：副専攻先の教員の負担が大きくなる。
 - 委員：教員の教育のために，分野の異なる教員の共同の教育が利用できる。産学協同は，やはり必要。経済状況，情報化等の社会の変化に対応した教育が必要になる。
 - 委員：自学自習の能力を取得させるのが重要。

3. 情報化社会における教育のあり方

データベース時代の教育では過去のデータからの推論ではなく、新事象に対応できるようにする教育が必要。

委員：モラトリアムに浸る学生の興味をどう外に向けるかが大事。

4. 想定問題ではなく、現実の問題に対応させる法律相談の形でのゼミ教育の可能性

ネットワークを利用することにより、市民社会の課題として挙げられる以下の4点も解決できる。

- ・現代社会の多様な問題・課題への適切な対応
→ 法律相談の形をとることで、想定問題以上の生の多様かつ複雑な課題に触れる。
- ・多様な個人・集団の尊厳・自立性の承認と安心・福祉の向上
→ 広くネットワークを利用することで多様な個人・集団と触れ、さらに他者との議論の習熟を通じて、自他の区別・他者の尊厳・自立性の承認を理解することができる。
- ・経済・文化・社会の活力維持と持続的展開
→ ネットワーク利用により、複数の専門家、新たな視点・他者の視点を入れることによって、これらの活力を維持し、持続的に展開できる。
- ・課題達成に向けての多様な取り組みへの参加と共同
→ 複数の専門家により、現実の複雑な課題に取り組むことで、多様な取り組みへ参加し、持続的に展開できる。

5. 事務局から「市民教育と専門教育」のテーマの意味を日本学術会議の回答に沿って説明がなされた。

- ① 専門分野の内容を専門外の人にもわかるように説明できること
- ② 専門分野の社会的、公共的意義について理解できること
- ③ その専門分野の限界をわきまえ、相対化できること

委員全体の意見としては、今回検討していたモデルで上記①～③の教育が実現できるのではないかと。

6. 今後の進め方について

本日の議事録を元に中村委員の協力の下で高嶋委員がモデルを作成することが決まった。

7. その他

次回委員会を、3月16日(月) 15:00-17:00に開催する。

